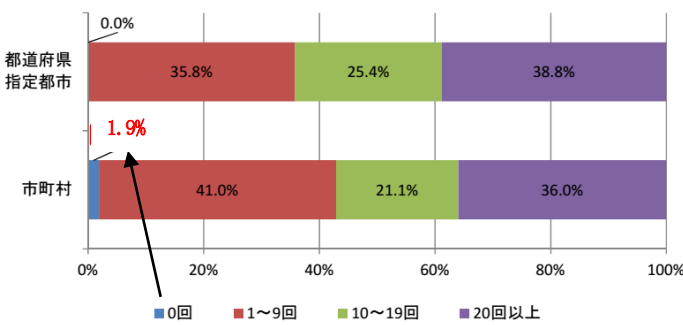


教育委員会の一層の機能強化に向けて
 《 教育委員会の現状に関する調査（平成 28 年度間） ～文部科学省～ 》

12 月 26 日、文部科学省は、全都道府県・指定都市（67）、市町村教育委員会（1,718）（特別区、広域連合及び共同設置の教育委員会を含み、一部事務組合を含まない）を対象に、「教育委員会の現状に関する調査（平成 28 年度間）」を行い、公表した。

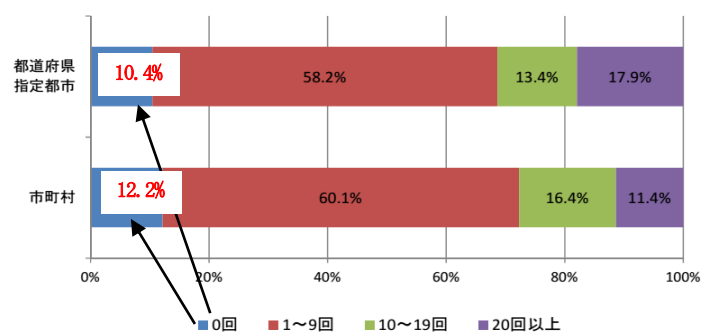
教育委員会の現状に関する調査（平成 28 年度間）の概要（全日教連要約・抜粋）

1. 学校への訪問回数



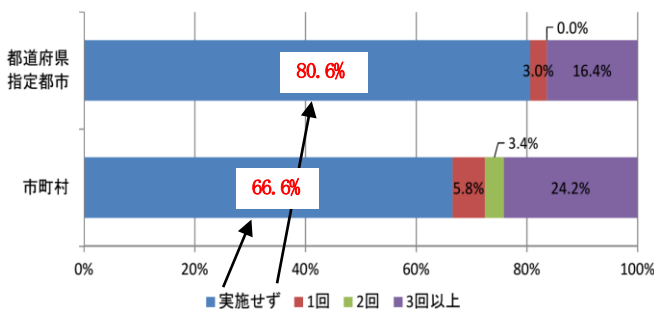
○ 全く学校訪問しなかった市町村教育委員会もあった。

2. 左記のうち、教職員と意見交換を行った回数



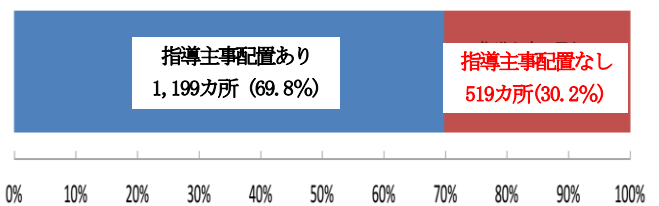
○ 学校を訪問しても、教職員と意見交換等を行わなかった教育委員会が約 1 割あった。

3. 教育委員会の会議で、学校や事務所に寄せられた保護者や地域住民からの意見等を紹介した回数



○ 多くの教育委員会が実施をしていなかった。

4. 市町村教育委員会の指導主事の配置状況



○ 約 3 割の市町村教育委員会で、指導主事の配置がなされていなかった。

詳しくは、http://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/_icsFiles/afieldfile/2017/12/26/1399757_01.pdf

本調査により、教育委員会における学校や保護者、地域との関わり等の現状が明らかになった。教育委員会が学校を訪問した年間平均回数は、都道府県・指定都市教育委員会で 21.7 回、市町村教育委員会では 19.1 回であった。その一方、全く学校訪問を実施しなかったり、学校訪問しても教職員と全く意見交換等を行わなかった教育委員会が全体で約 1 割もあつたりと、学校や教職員との関わり頻度には格差が見られた。各教育委員会においては、所管する学校の教員の学習指導や生徒指導等の実態を的確に把握し協働的に取り組み、教育の質の向上や教育上の諸問題の解決等のため、学校との連携体制を一層強固にすることが求められる。

指導主事の配置においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 18 条第 2 項で、市町村教育委員会には配置努力が明記されている。しかし、市町村教育委員会の約 3 割が指導主事を配置していない現状から、財政面の課題等により配置が難しい教育委員会があることも考えられる。各市町村教育委員会においては、隣接する市町村における指導主事の流動的活用や、都道府県・指定都市教育委員会と連携した支援体制の工夫等、指導主事の配置の在り方について考える必要がある。

全日教連は国に対し、各教育委員会が十分にその機能を発揮できるように、学校との連携体制の構築及び専門的教育職員である指導主事等の人員の適切な配置について監督、指導することや財政的な支援を講じることを訴えていく。